

浦安市犯罪被害者等支援推進計画

素案

浦安市

令和 8 年 3 月

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 犯罪被害者等の状況	3
1 犯罪の現状	
2 犯罪被害者等の置かれる状況	
第3章 計画の基本的な考え方	7
1 基本方針	
2 目指す姿	
3 支援体制	
4 施策の体系	
第4章 具体的な取組	11
1 犯罪被害者等支援等のための体制整備に関する取組	
2 生活支援等に関する取組	
3 理解の促進に関する取組	
第5章 進行管理	21
1 庁内関係部署における情報共有と取組の反映	
2 計画の見直し	
資料編	22
1 浦安市犯罪被害者等支援条例	
2 浦安市犯罪被害者等支援金支給規則	
3 浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等規則	
4 浦安市犯罪被害者等支援相談窓口の設置に関する要綱	

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨・目的

国は、犯罪被害者等の権利利益を保護するため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。）を制定し、また平成17年にはこの基本法に基づき犯罪被害者等基本計画を策定し、この計画の下で犯罪被害者等の施策を展開してきました。

また、千葉県では、令和3年に千葉県犯罪被害者等支援条例が制定され、それに基づく千葉県犯罪被害者等支援推進計画（令和4年度から同8年度まで）により支援が進められております。

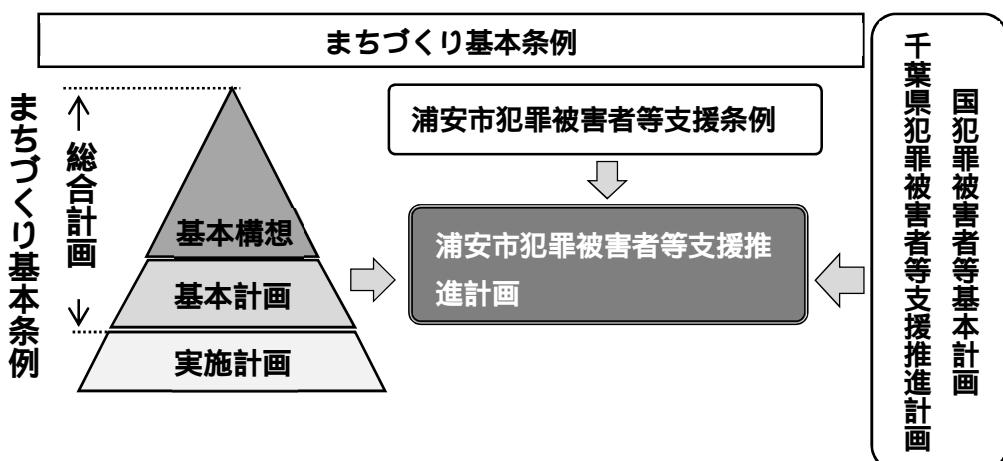
本市では、平成17年10月に施行した浦安市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例（平成17年条例第1号）において、犯罪被害者等に対しての相談機関などの情報提供を行うことを規定しておりましたが、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減並びに犯罪被害者等の生活再建の支援及び権利利益の保護を図ることを目的に、浦安市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第29号。以下「条例」という。）を、令和7年4月1日に施行しました。ここでは、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び学校等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための施策の基本となる事項を定めました。そして、この浦安市犯罪被害者等支援推進計画は、市民が安心して生活することができる地域社会の実現に寄与するため、条例に基づき犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、条例第8条の規定により、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減並びに犯罪被害者等の生活再建の支援及び権利利益の保護を図ることを目的として、適切な支援を行うための基本方針や具体的な取組を示しており、本市の犯罪被害者等に係る施策推進の指針となります。

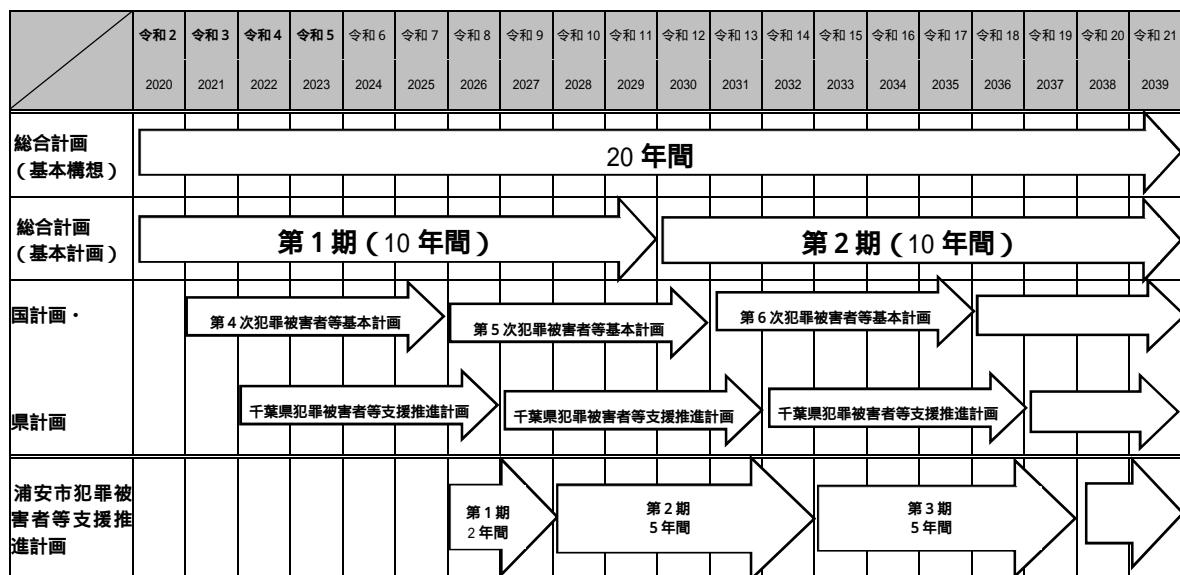
上位計画となる「浦安市総合計画」と整合を図るとともに、国の「犯罪被害者等基本計画」及び「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」とも整合を図ったものとなります。



3 計画の期間

第1期犯罪被害等支援推進計画は、令和8年度に国の「第5次犯罪被害者等基本計画」が、令和9年度に千葉県の「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」が策定される予定であり、国や千葉県の計画を踏まえて本市の計画を改訂することを考え、本計画の期間は、令和8年度から令和9年度までの2年間とします。

その後は、国や千葉県の計画が、進捗状況や犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を踏まえ、計画期間を5か年としていることから、本計画も社会状況の変化等を踏まえ、5年に一度を目安として改訂します。



第2章 犯罪被害者等の状況

1 犯罪の現状及び犯罪被害者等の支援状況

(1) 犯罪の現状

全国における刑法犯の認知件数は、平成14年の約2,850,000件をピークに以降は減少傾向となっていますが、令和4年の新型コロナウイルス感染症拡大による行動自粛要請等の終了後、増加に転じ令和6年には約737,000件となっています。

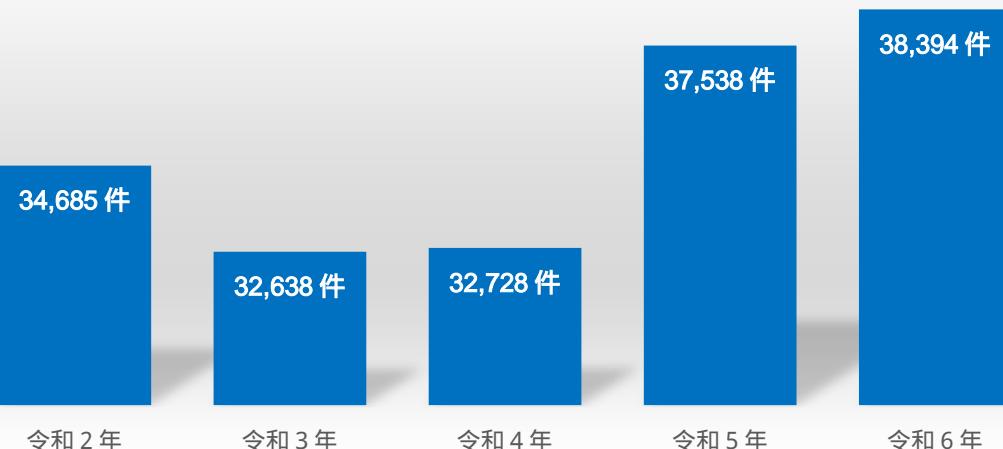
千葉県内の刑法犯認知件数も、国の傾向と同様に、平成14年の約168,000件をピークに以降は減少傾向となっていますが令和4年以降は増加傾向に転じ、令和6年の件数は約38,000件となっています。

全国の刑法犯認知件数の推移



資料 警察庁 令和6年の刑法犯に関する統計資料

千葉県の刑法犯認知件数の推移



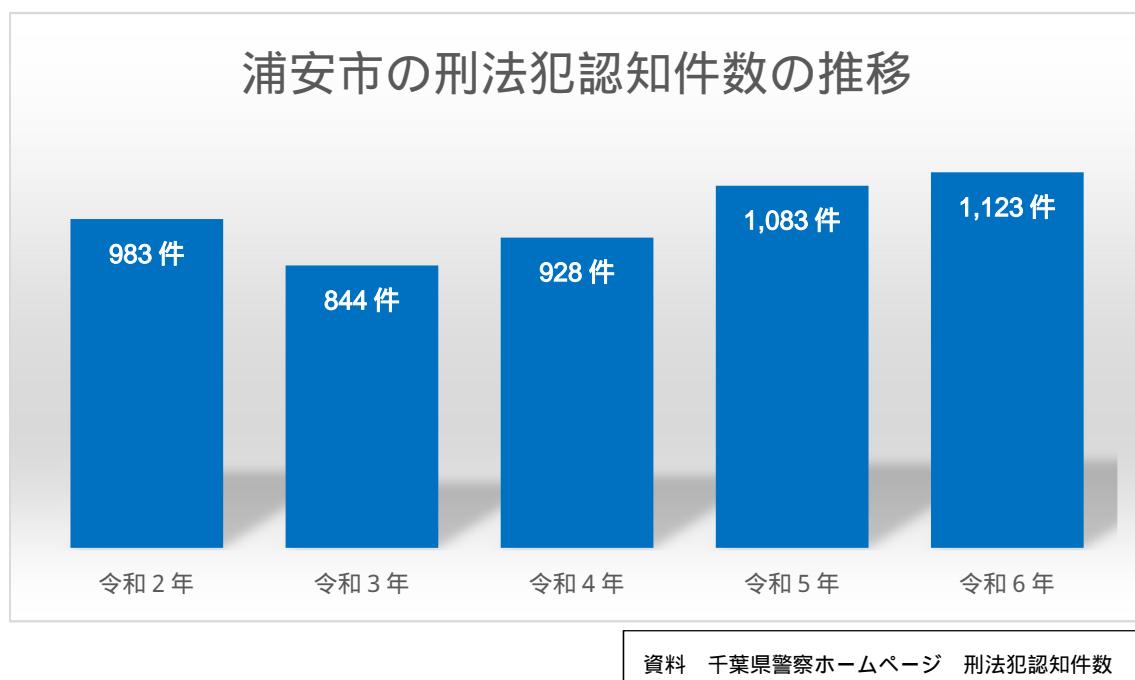
資料 千葉県警察ホームページ 刑法犯認知件数

浦安市における刑法犯認知件数は平成 13 年の約 5,600 件をピークに以降は減少し、令和 6 年の犯罪件数は約 1,100 件であり、コロナ禍で減少していた犯罪件数が増加傾向に転じると高止まりの状況が続いています。

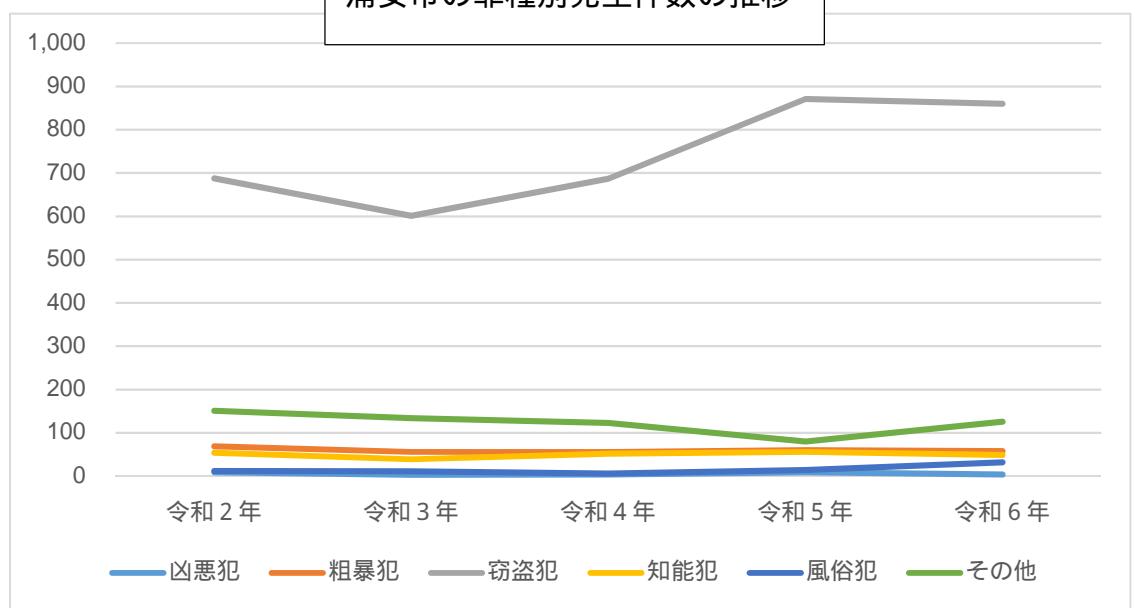
罪種別に見ると、大半を自転車盗難や万引きといった窃盗犯が占めておりその数は増加傾向にあります。

凶悪犯や粗暴犯等は、ほぼ横ばいの状況となっています。

浦安市の刑法犯認知件数の推移



浦安市の罪種別発生件数の推移



浦安市の凶悪犯罪発生件数の推移

	殺人	強盗	放火	不同意性交等	合計
令和2年	2件	3件	1件	3件	9件
令和3年	0件	0件	1件	2件	3件
令和4年	0件	1件	0件	3件	4件
令和5年	1件	2件	5件	0件	8件
令和6年	1件	0件	0件	2件	3件

資料 千葉県警察ホームページ 刑法犯認知件数

(2) 犯罪被害者等の支援状況

令和7年4月の支援開始以降、同年12月末時点での相談件数は8件となっており、そのうち2件について支援金の支給を行いました。

2 犯罪被害者等の置かれる状況

犯罪は、生命を奪う、身体を傷つける、財産を奪うなど、被害者に直接的な被害を与えます。

また、被害者のみならず、そのご家族やご遺族も、心身の不調や日常生活上の問題、周囲の理解や配慮に欠けた言動による精神的な苦痛、被害による経済的な負担の増加等、二次的被害に苦しむことがあります。

(1) 直接的被害

犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害は、突然、生命を奪う、身体を傷つける、財産を奪うなどといった直接的な影響を与えます。これらは、犯罪被害者等の生活や安全に影響を及ぼし、被害後も長期にわたってその影響が続くことがあります。

(2) 二次的被害

ア 心身への影響

犯罪被害は、被害者等に深刻な心理的及び身体的影響を及ぼします。被害に遭うことで、恐怖、不安、怒り、無力感といった精神的反応や、抑うつ状態や不眠、食欲不振といった身体的反応が生じ、長期化することもあります。犯罪の状況を思い出してしまう「フラッシュバック」や、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症するケースも少なくありません。

イ 社会的孤立

犯罪被害者等は、被害を受けたことで周囲の人々との関係性が変化し、社会的に孤立してしまうことがあります。周囲からの理解不足や偏見、心ない発言に犯罪被害者等が傷つけられ、周囲の人々との関わりを避けるようになることもあります。また、犯罪被害の内容が知られることで、地域や職場、学校での居場所を失い、人間関係が断たれてしまうこともあります。

さらに、犯罪被害者等が事件について話したくない、または周囲に知られたくないという思いから自ら孤立を選ぶ場合もあります。このような孤立は、犯罪被害者等の精神的な負担となり、生活の再建を困難にします。

(3) 経済的困窮

犯罪被害によって、犯罪被害者等は経済的負担を強いられることがあります。医療費等が発生したり、就労を続けられなくなる場合もあります。また、家族等が被害者を支えるために仕事を辞める等、収入減少につながることもあります。さらに、裁判や捜査に伴い発生する交通費や弁護士費用などの経済的負担も加わり、生活が困窮することもあります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す姿

市は、国、千葉県その他地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する団体（以下「関係機関等」という。）と連携して、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進します。また、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等の生活再建に対する支援を進めることにより、社会全体で犯罪被害者等を支え、市民が安心して生活することができる地域社会の実現を目指します。

2 基本方針

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害のみならず、心身の不調、経済的負担の増加、周囲の理解不足や偏見による二次的被害を受ける場合もあります。

このような中、条例第3条の基本理念を踏まえ、犯罪被害者等が直面している困難な状況を開示し、その権利利益の保護を図るという目的を達成するため、次の5つの基本方針を定めます。

【5つの基本方針】

尊厳の尊重と適切な支援

犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切な支援が行われること。

社会に生きる誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあります。そのため、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等が、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、その立場に立って適切に行います。

個別事情に即した支援

犯罪被害者等の個々の事情に応じた適切な支援が行われること。

犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境は、それぞれ異なります。犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の具体的な事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切に行います。

迅速・公正、継続的支援

犯罪被害者等の心身の状況に応じて、迅速かつ公正に、かつ、途切れることなく継続して支援が行われること。

犯罪被害者等は、被害を受けた直後から再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、様々な困難に直面することとなります。そこで、犯罪被害者等支援は、迅速かつ公正に、かつ、途切れることなく継続して適切に行います。

厳格なプライバシーの保護

犯罪被害者等が安心して支援を受けられるよう、個人情報の取扱いや支援内容の公開に細心の注意を払うなど、プライバシーには十分に配慮すること。

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等のプライバシーが侵害されることが二次的被害や再被害につながるリスクがあるため、プライバシーの保護を徹底する必要があります。犯罪被害者等が安心して支援を受けられるよう、個人情報の取扱いや支援内容の公開に細心の注意を払うことが重要です。

市民等の理解促進

犯罪被害者等が置かれている状況等について、市民等や事業者の理解を深めること。

犯罪被害者等は、直接的な被害だけでなく、配慮に欠けた言動やインターネットによる誹謗中傷等の二次的被害に苦しめられることがあります。それらを防ぐためには、市民等や事業者に対し、犯罪被害者等の置かれている状況等について理解を深めることが必要です。

3 支援体制

犯罪被害者等の被害を回復及び軽減し、日常生活を再建していくために、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた支援を必要なときに受けられる支援体制を整備します。

(1) 犯罪被害者等支援相談窓口の設置

犯罪被害者等の多様なニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進するため、条例第9条第2項の規定により、犯罪被害者等が直面している様々な相談に応じ、必要な情報の提供等を総合的に行うための窓口として、「浦安市犯罪被害者等支援相談窓口」を市民経済部市民安全課に設置し、窓口の一元化を図ります。

(2) ワンストップサービスの実施

犯罪被害者等は、困難な状況に置かれた状況で、自ら複数の機関や団体を回って、また時には同一の機関・団体内で複数の窓口を回って、被害状況を繰り返し説明しなければならず、辛い体験をその都度思い出すなどの二次的被害を受けることがあります。

そこで、犯罪被害者等支援相談窓口にて、犯罪被害者等の支援に関し、庁内関係部署や関係機関等との連絡調整を行い、各種手続のワンストップサービスを実施することで、犯罪被害者等の物理的・精神的な負担等の軽減に取り組みます。

(3) 庁内関係部署との連携（重層的支援体制整備事業）

犯罪被害者等支援相談窓口では、犯罪被害者等のニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進するために、庁内関係部署と連携を図って支援します。

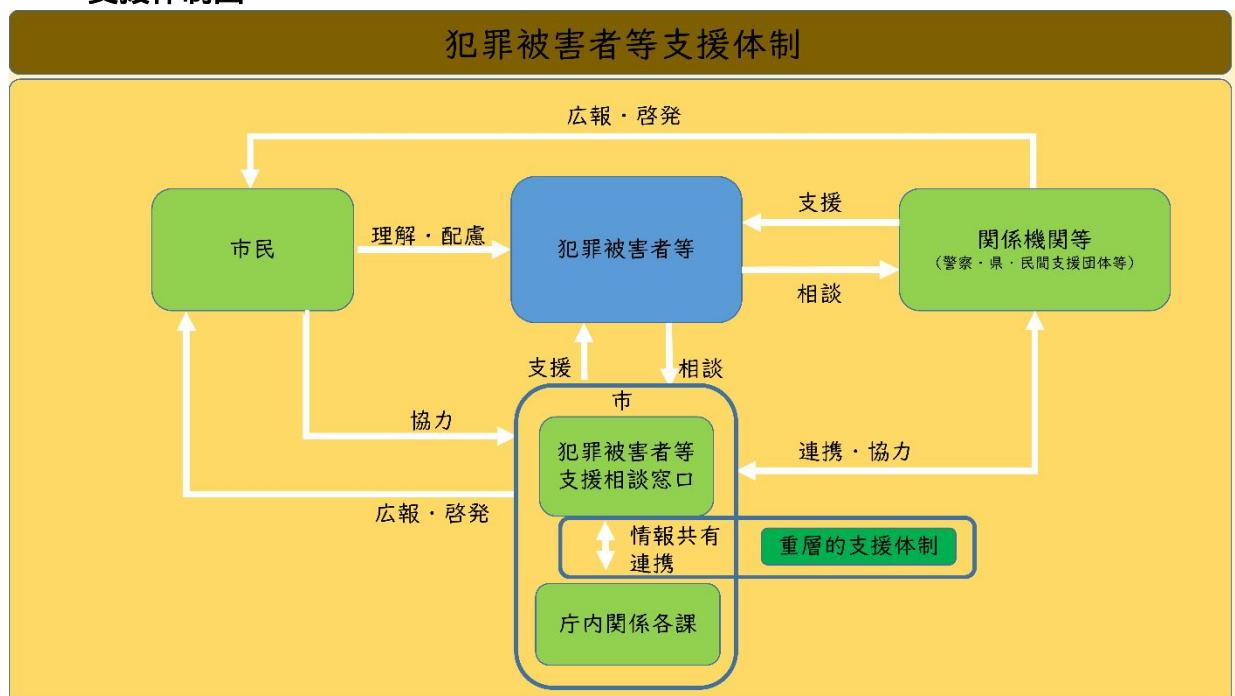
また、犯罪被害者等の多様なニーズを踏まえ、庁内における分野横断的な支援が必要とされる場合には、本人同意を得た上で、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業者や多機関協働事業者に情報提供し、多機関協働事業の枠組を活用して連携して支援します。

(4) 関係機関等との連携

犯罪被害者等の相談状況に応じたワンストップサービスを実施するため、犯罪被害者等支援相談窓口と次の関係機関は、犯罪被害者等が必要とする支援について連絡を密にし、適切な支援に務めます。

- ア 千葉県警察本部警務課
- イ 浦安警察署
- ウ 千葉県環境生活部くらし安全課
- エ 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（C V S）
- オ 特定非営利活動法人千葉性暴力被害支援センターちさと

支援体制図



4 計画の体系

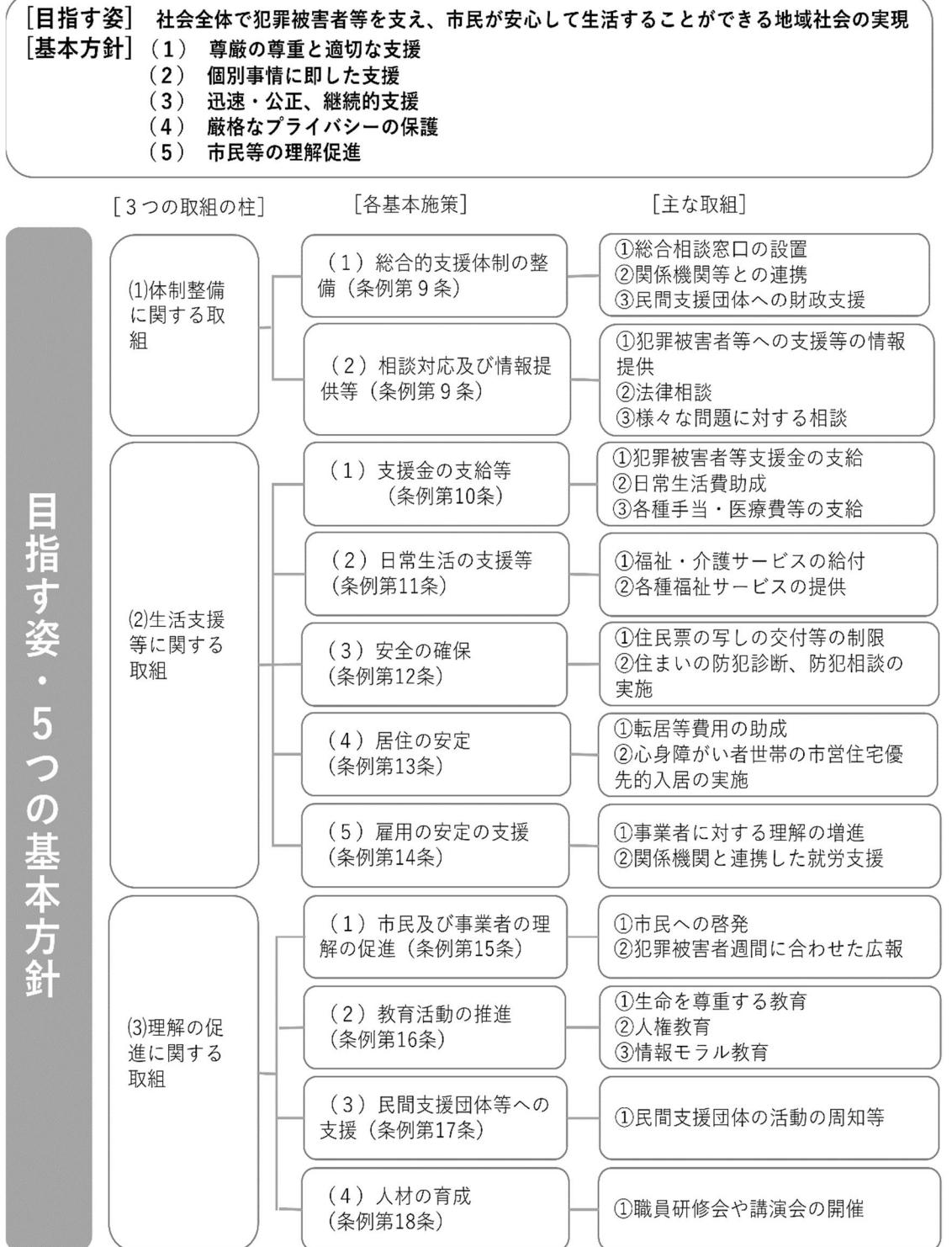
1で掲げた「社会全体で犯罪被害者等を支え、市民が安心して生活することができる地域社会の実現」に向けて、2で掲げた5つの基本方針の下、3つの取組の柱を掲げ、基本施策と主な取組を示しています。

[目指す姿] 社会全体で犯罪被害者等を支え、市民が安心して生活することができる地域社会の実現

[基本方針]

- (1) 尊厳の尊重と適切な支援
- (2) 個別事情に即した支援
- (3) 迅速・公正、継続的支援
- (4) 厳格なプライバシーの保護
- (5) 市民等の理解促進

目指す姿・5つの基本方針



第4章 具体的な取組

1 犯罪被害者等支援等のための体制整備に関する取組

突然の犯罪に巻き込まれ、心身の不調とともに混乱の中にいる犯罪被害者等にとって、相談や情報の提供等は多種多様な支援の入り口となるものです。

犯罪等の被害に関する相談や各種手続のワンストップ対応など、犯罪被害者等支援に係る総合的な窓口を設置するとともに、庁内関係部署・関係機関等との連携体制の充実を図ります。

(1) 総合的支援体制の整備（条例第9条関係）

犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置します。

取組	内容	所管課
犯罪被害者等支援のための総合相談窓口の設置	犯罪被害者等の相談に応じ、適切な情報提供を行うために、犯罪被害者等支援に特化した総合的相談窓口を設置します。	市民安全課
関係機関等との連携	関係機関等と、犯罪被害者等への支援及び情報共有等に関して相互に連携協力し、円滑かつ適切な支援を実施します。	市民安全課
民間支援団体への財政支援	犯罪により被害を受けた被害者及びその家族や遺族に対して各種支援事業を行う「公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（CVS）」に財政的支援（負担金の支出）を行います。	市民安全課

(2) 相談対応及び情報提供等（条例第9条関係）

犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるようになるため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関等との連絡調整その他必要な支援を行います。

取組	内容	所管課
犯罪被害者等支援の情報提供	犯罪被害者等が直面する様々な問題について、相談に応じ、犯罪被害者等支援に関する情報の提供を行います。	市民安全課
法律相談	各種法律問題について、弁護士が相談に応じます。	広聴広報課
「女性のための相談」及び「女性のための法律相談」	「女性のための相談」及び「女性のための法律相談」において、女性の悩み事の相談に応じます。	多様性社会推進課

消費生活相談	契約のトラブル、商品やサービスに対する疑問、悪質商法、多重債務など、消費生活に関する相談に対応します。	消費生活センター
生活保護に関する相談	健康で文化的な最低限度の生活を保障するため設けられた生活保護制度の相談を受け付けます。	社会福祉課
生活困窮者自立支援制度に関する相談	家計や就労など、生活困窮に係る相談や支援を行います。	社会福祉課
障がいのある方の相談	基幹相談支援センターを設置し、障がい者やその家族等の各種相談に応じ、必要な情報提供、助言、障がい福祉サービスの利用等の必要な支援を行います。	障がい福祉課 障がい事業課
高齢者の福祉に関する相談	高齢者の身体の相談及び介護の相談、各種福祉サービスの利用の仕方や施設入所など、高齢者の暮らす福祉や保健の相談等に対応します。	高齢者福祉課
子どもの福祉に関する相談	子育ての悩みや子ども自身からの悩みなど、子どもの福祉に関する相談に対応します。	こども家庭支援センター 母子保健課 児童センター 子育て支援センター
健康相談、保健指導等	育児や健康、介護に関する相談や各種健康教室等に対応します。	健康増進課 母子保健課 地域包括支援センター
いじめ不登校等教育相談	スクールカウンセラーの相談、カウンセリングによる児童生徒・保護者の心のケア等を行います。	指導課

2 生活支援等に関する取組

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう様々な生活支援を行います。

(1) 支援金の支給等（条例第10条関係）

犯罪被害者等は、犯罪等により身体的・精神的な被害だけでなく、医療費や転居を余儀なくされる等の経済的負担が生じることが少なくありません。

市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、支援金及び一時助成金の支給その他の必要な支援を行います。

取組	内容	所管課
遺族支援金の支給	故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対して支援金を支給します。	市民安全課
重傷病支援金の支給	犯罪行為により重傷病（全治1か月以上）を負った犯罪被害者本人に対して支援金を支給します。	市民安全課
性犯罪被害者支援金の支給	性犯罪被害に遭った被害者本人に対して支援金を支給します。	市民安全課
家事支援費用の助成	犯罪被害者等が、民間事業者による家事支援（調理、洗濯、掃除その他日常生活の家事であって市長が認めるものの支援をいう。）を利用する場合には、その費用を助成します。	市民安全課
配食サービス費用の助成	犯罪被害により、外出が困難となり食事を用意することができないと認められる犯罪被害者等が、民間事業者による配食サービス（食事を居宅に配達するサービスをいう。）を利用する場合には、その費用を助成します。	市民安全課
転居等費用の助成	犯罪被害及び放火被害により、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等が、新たな住居に転居するとき、又は従前の住居を復旧するときは、その費用を助成します。	市民安全課
裁判手続等に係る交通費の助成	犯罪被害により、犯罪被害者等が当該犯罪被害に係る公判期日若しくは民事訴訟の期日に出席し、若しくは傍聴した場合又は捜査機関からの聴取等の呼出しに応じた場合には、その交通費を助成します。	市民安全課
特別障がい者手当の支給	20歳以上で、身体又は精神に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において、常時特別の介護が必要な在宅の障がい者に対し支給します。	障がい福祉課

障がい児福祉手当の支給	20歳未満で身体又は精神に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の障がい児に対して支給します。	障がい福祉課
障がい者に対する医療費の助成（福祉医療）	重度の心身障がいのある人が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部又は全額を助成します。	障がい福祉課
障がい者に対する医療費の助成（自立支援給付）	精神通院医療（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方）、育成医療（身体上の障がい・疾患があり手術により障がい等が補われ、又は障がいの程度が軽減することが見込まれる18歳未満の方）、更生医療（身体上の障がい・疾患があり手術により障がい等が補われ、又は障がいの程度が軽減することが見込まれる18歳以上の方）に係る自立支援医療費を助成します。	障がい福祉課
特別児童扶養手当の支給	20歳未満の1～3級程度の身体障がい児、A1～B1程度の知的障がい児を監護している保護者に支給します。	障がい福祉課
子ども医療費の助成	児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の全額を助成します。	こども課
ひとり親家庭等医療費等の助成	母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や養育している人が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部又は全額を助成します。	こども課
児童扶養手当の支給	対象要件に該当する児童を監護する母又は父及び養育する人に対して、支給します。	こども課
幼稚園・認可保育所・認定こども園保育料等の減免	特別な事情により保育料の納入が困難な保護者に対して減免を行います。	保育幼稚園課
葬祭費の支給	国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者が死亡した場合、葬祭を行った人に支給されます。	国保年金課
医療費の一部負担金の免除	生活に困窮しており、かつ、国民健康保険・後期高齢者医療被保険者が入院療養を要するとき、3か月を上限に、医療費の一部負担金の徴収猶予又は免除ができる場合があります。	国保年金課

高額療養費の支給	大きな手術などで保険医療を受け、1か月の自己負担の額が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費を世帯主（国保）被保険者本人（後期）に支給します。	国保年金課
死亡一時金の支給	第1号被保険者が国民年金保険料を3年以上納めた人が、いずれかの年金も受けないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合や寡婦年金を選択しない場合に手続を行います。	国保年金課
国民年金保険料の免除対応	国民年金保険料の納付が困難になった被保険者に対し、免除の説明と手続を案内します。	国保年金課
障害基礎年金の手続対応	病気やけがの初診日が20歳前や国民年金加入中にあり、一定以上の障害が残り、保険料納付要件を満たした場合に支給されます。	国保年金課
遺族基礎年金の手続対応	国民年金の被保険者が、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した期間が25年以上ある人が死亡した場合、その人に生計を維持されていた18歳未満の子どもがいる配偶者又は子どもに支給されます。	国保年金課
母子父子寡婦福祉資金の貸付け	ひとり親家庭、寡婦の方の経済的自立を応援するための貸付け（修学資金、修業資金等）を行っています。	こども家庭支援センター

(2) 日常生活の支援等（条例第11条関係）

犯罪被害者等は、犯罪等によって被った身体的・精神的被害や二次的被害により日常生活が困難になる場合があります。

このように犯罪被害者等が日常生活に支障を来さないようにするために、また再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、犯罪被害者等の状況に応じた適切な福祉サービス等が提供されるよう必要な支援を行います。

取組	内容	所管課
障がいのある方への支援	障がい福祉サービスや障がい者相談員の設置、日常生活用具の給付など障がい者に対する各種支援を行います。	障がい福祉課 障がい事業課
身体障がい者手帳の交付	身体に障がいのある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付します。手帳の取得により、障がい者の福祉サービスなどが、障がいの程度に応じて受けられます。	障がい福祉課
精神障がい者保健福祉手帳の交付	精神疾患を有する方で、本人の申請により、手帳を交付します。手帳の取得により、所得税や住民税の控除や自動車税等の減免、NHK受信料の減免、県内乗り合いバ	障がい福祉課

	スや電車、タクシー、船舶運賃の割引等が障がいの程度に応じて受けられます。	
介護サービス利用に係る給付	介護や支援が必要であると認定を受けた65歳以上の方又は40歳から64歳までの方であって、介護保険で対象となる病気が原因で介護や支援が必要であると認定を受けた方は、利用料の1～3割を支払うことで、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用することができます。	介護保険課
育児に関する相互援助(ファミリー・サポート・センター)	うらやすファミリー・サポート・センターにおいて、子育ての援助をして欲しい人と援助をしたい人が会員となって、会員相互の援助活動により、一時的な子育ての援助を行います。	こども課
一時預かり事業	保護者の様々な事情により、一時的に保育が必要な就学前の児童を保育所等で預かります。	保育幼稚園課
短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が疾病等により、疲労し、児童の養育その他の世話をすることが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行います。	こども家庭支援センター
短期入所生活援助(トワイライト)事業	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、その児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。	こども家庭支援センター

(3) 安全の確保（条例第12条関係）

犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講じます。

取組	内容	所管課
住民票の写しの交付等の制限	配偶者等からの暴力やストーカーから逃れている被害者が、住所情報を加害者に知られないようにするため、被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧及び住民票と戸籍の附票の交付をしないようにします。	市民課
防犯相談、防犯診断	お住まいの防犯対策について、元警察官の安全指導員が防犯診断や防犯相談を行います。	市民安全課

(4) 居住の安定（条例第13条関係）

犯罪被害者等は、自宅が被害に遭った場合や、住所を知られて再被害や二次的被害を受けるおそれがある場合など、従前の住居に住み続けることができなくなり転居を余儀なくされる場合があります。

そこで、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止するため、必要な施策を講じます。

取組	内容	所管課
転居等費用の助成（再掲）	犯罪被害及び放火被害により、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等が、新たな住居に転居するとき、又は従前の住居を復旧するときは、その費用を助成します。	市民安全課
心身障がい者世帯の市営住宅への優先的入居の実施	心身障がい者世帯向けに、市営住宅の入居者募集を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。	住宅課
セーフティネット住宅の登録推進	高齢者、障がい者、若者・子育て世帯等の住宅確保に配慮が必要な住宅確保要配慮者がニーズに合った賃貸住宅に入居できるように、セーフティネット住宅の登録を推進し、ホームページ等を活用しながら広く情報の提供を行います。	社会福祉課 住宅課
居住支援協議会など支援体制の整備	住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者等）の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、県居住支援協議会と連携し居住支援法人等による支援体制を整備します。	社会福祉課 住宅課
住居確保給付金の支給	離職等に伴い経済的に困窮し、住居を失うおそれがある方に対して家賃相当額の給付を行います。	社会福祉課

(5) 雇用の安定の支援（条例第14条関係）

犯罪被害者等は、通院、裁判への出廷、犯罪被害者の介護等のために仕事を休まるを得なくなったり、被害による後遺症等のために以前と同様の業務を実施することができなくなるなど、職業生活に大きく影響を及ぼす場合があり、このような場合に、事業者による犯罪被害者等への理解が不足していると、犯罪被害者が就業することや同じ職場で働き続けることに対し困難が生じてしまいます。

そこで、事業者の犯罪被害者等への理解を深めるための啓発活動のほか、犯罪被害者等の就労に関する支援や情報の提供等を行う等の必要な施策を講じます。

取組	内容	所管課
事業者に対する理解の増進	事業主に対して犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、啓発に取り組みます。	市民安全課 商工観光課
関係機関と連携した就労支援	専門家による適切な助言を受けられる場の提供として、キャリアコンサルタントによる就労相談や、社会保険労務士による労働・社会保険相談を実施します。また、必要に応じてハローワークなど関係機関への案内を行います。	商工観光課
生活困窮者等就職困難者への就労支援	生活困窮者等就職困難者への就労支援に取り組みます。	社会福祉課
就労支援センターの運営	障がい者就労支援センターに就労関係の知識・経験のある職員を配置し、就労を希望する障がい者に対して就労相談支援、情報提供などの支援を行うとともに、ハローワーク、障がい者職業センターなど関係機関と連携を図りながら、障がい者の一般就労に向けた支援を行い、雇用の創出に努めます。	障がい事業課
相談支援事業所との連携強化	障がいのある方に身近な相談機関である相談支援事業所において、障がい者就労支援センターなど関係機関と連携を図り、就労を含む相談支援の充実に努めます。	障がい事業課
就労系サービスの充実	障がい者が自立した生活を営むことができるよう、就労移行に必要な訓練及び指導、就労後の定着支援等を行う就労移行支援や就労定着支援などの就労系サービスの提供体制の整備を図り、サービスの充実に努めます。	障がい事業課

3 理解の促進に関する取組

犯罪被害者等が同じ地域で再び生活を送れるようにするために、犯罪被害者等と同じ地域に住む人、同じ会社で働く人、同じ学校に通う人が、それぞれ犯罪被害者等支援の担い手であるという自覚をもって行動することが大切になります。

犯罪被害者等の置かれている状況への理解を深め、配慮し、それぞれの生活の場で孤立することを防ぐために、市民、事業者等の理解の促進に努めて参ります。

(1) 市民等及び事業者の理解の促進（条例第15条関係）

犯罪被害者等支援は、行政や関係機関等の取組だけではなく、その必要性を市民等や事業者に広く理解してもらい、二次的被害の発生や地域社会において犯罪被害者等が孤立することを防ぐとともに、地域全体で支えていくことが大切となります。

そこで、犯罪被害者等の置かれている状況、その生活の平穏に対する配慮の重要性、犯罪被害者等支援の必要性等について、市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、及び犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないよう、広報及び啓発を行います。

取組	内容	所管課
市民への啓発	犯罪被害者等支援の必要性等について、市ホームページへの掲載や、ポスター等の掲示、リーフレットの配布等を行い、市民や事業者への啓発を行います。	市民安全課
犯罪被害者週間に合わせた広報	犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）に合わせた広報を行い、市民への理解を促進します。	市民安全課

(2) 教育活動の推進（条例第16条関係）

子どもたちを犯罪等の加害者、被害者又は傍観者にさせないためには、各段階に応じた生命の尊さや大切さを教えていくことが大切であり、また、特に子どもたちによるインターネットを通じて行われる誹謗中傷等による二次的被害を防止するためにも、学校等において必要な教育活動を推進していきます。

取組	内容	所管課
生命を尊重する教育	教科等の学習（生活科・理科、保健体育、道徳、特別活動など）「いのちの教育」講演会等の実施などを行います。	指導課 保健体育安全課
人権教育	いじめ防止・偏見や差別の防止に関する学習（道徳）人権講演会等の実施、人権標語コンテスト・人権作文コンテストへの参加、「こどもの人権SOSミニレター」事業（法務省）への協力などを行います。	指導課 多様性社会推進課

情報モラル教育	インターネットやSNS等の利用に関する指導（道徳、特別活動など）、情報モラル講演会等の実施などを行います。	指導課
学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の充実	関係機関が行っている学校向け講演会の周知を行います。	学務課

(3) 民間支援団体等への支援（条例第17条関係）

犯罪被害者等を社会全体で支えていくためには、民間支援団体や犯罪被害者等の支援に関する団体による取組が重要であり、本条は、これら民間支援団体等の支援が適切かつ効果的に推進されるよう、市による民間支援団体等への支援を行います。

取組	内容	所管課
民間支援団体の活動の周知等	市が実施する各種支援制度について情報の提供を行うとともに、民間支援団体の活動の周知等を行います。	市民安全課

(4) 人材の育成（条例第18条関係）

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性を理解する必要があり、そのためには犯罪被害者等支援を担う人材の育成が重要であることから、そのための研修やその他必要な施策を講じます。

取組	内容	所管課
職員研修会や講演会の開催	犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び資質向上のために、職員研修会や講演会を開催します。	市民安全課

第5章 進行管理

本計画に基づく支援をより効果的にするため、庁内関係部署において、犯罪被害者等支援の実施状況等に関する情報共有を図り、より良い支援に繋げます。

また、犯罪被害を取り巻く環境の変化を十分に捉えた上で、必要に応じて計画の見直しを図ります。

1 庁内関係部署における情報共有と取組の反映

庁内関係部署において、犯罪被害者等支援の実施状況について情報共有を図り、必要に応じて今後の取組に反映します。

2 計画の見直し

犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、計画期間中にあっても、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く状況の変化などに応じて計画の見直しを行います。

資料編

浦安市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び学校等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減並びに犯罪被害者等の生活再建の支援及び権利利益の保護を図り、もって市民が安心して生活することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらの人々に準ずると市長が認める者であって、本市に住所を有するものをいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようとするための取組をいう。
- (4) 再被害 犯罪等により被害を受けた者が、当該犯罪等をした者又はその関係者から、犯罪等により再び被害を受けることをいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 市民等 市内に住所を有する者、市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体及び市内に滞在している者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (8) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- (9) 関係機関等 国、千葉県その他地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被

害者等支援に関するものをいう。

(10) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく継続して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、前項の規定により策定し、及び実施する施策は、関係機関等と連携して推進するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等が二次的被害を受け、又は地域社会で孤立することのないように十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動において犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないように十分配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第7条 学校等は、犯罪被害者等である児童（児童福祉法第4条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。）が置かれている状況を踏まえ、家庭及び関係機関等と連携して、犯罪被害者等である児童が学校等において二次的被害を受けることのないよう配慮するとともに、学校等における相談体制を整備し、児童の発達段階に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

2 学校等は、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（犯罪被害者等支援に関する計画）

第8条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第9条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関等との連絡調整その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（支援金の支給等）

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、支援金及び一時助成金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

（日常生活の支援等）

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等の状況に応じた適切な福祉サービス等が提供されるよう必要な支援を行うものとする。

（安全の確保）

第12条 市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第13条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止するため、必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第14条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めための啓発活動その他必要な施策を講ずるものとする。

（市民等及び事業者の理解の促進）

第15条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、その生活の平穏に対する配慮の重要性、犯罪被害者等支援の必要性等について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、及び犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないよう、広報及び啓発を行うものとする。

（教育活動の推進）

第16条 市は、学校等や関係機関等と連携し、児童の発達段階に応じて犯罪被害者等への理解を深めるとともに、二次的被害を防止するため、必要な教育活動を推進するものとする。

（民間支援団体等への支援）

第17条 市は、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係る団体に対して、その活動の促進を図るため、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（人材の育成）

第18条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を行う人材を育成するための研修その他必要な施策を講ずるものとする。

（支援の制限）

第19条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（浦安市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例の一部改正）

2 浦安市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

浦安市犯罪被害者等支援金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、犯罪被害者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)に対し、犯罪被害者等支援金を支給することにより、犯罪被害者等が受けた犯罪被害に係る経済的負担の軽減及び犯罪被害からの早期の回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 日本国又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 性犯罪 犯罪のうち、刑法第177条及び第179条第2項に規定する罪(これらの罪の未遂罪を含む。)同法第181条に規定する罪並びに同法第241条第1項に規定する罪をいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪による生命又は身体に対する被害及び性犯罪による被害をいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (5) 重傷病 医師の診断により、身体に対する被害であって、全治1月以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。
- (6) 犯罪被害者等支援金 次条に規定する遺族支援金、第5条に規定する重傷病支援金又は第6条に規定する性犯罪被害者支援金をいう。

(遺族支援金の支給)

第3条 市長は、犯罪により死亡した者の遺族等であって、次のいずれにも該当するものに対し、遺族支援金を支給する。

- (1) 当該犯罪が行われた時において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又は市長が特別な事情があると認めた者であること。
- (2) 犯罪により死亡した者の第1順位遺族(次条第3項及び第4項の規定による第1順

位の遺族等をいう。以下同じ。)であること。

2 遺族支援金の額は、300,000円とする。

(遺族等の範囲及び順位)

第4条 前条第1項に規定する遺族等は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和3年告示第19号)第2条第1号に規定するパートナーシップを含む。以下「事実婚」という。)にあった者を含む。)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時に胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時に犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合にあっては同項第2号の子と、その他の場合にあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族等の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、第1順位の遺族等が当該支援金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族等は、当該支援金の申請をすることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金を受けることができる遺族等としない。

(重傷病支援金の支給)

第5条 市長は、犯罪により重傷病を負った者であって、当該犯罪が行われた時において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの又は市長が特別な事情があると認めたものに対し、重傷病支援金を支給する。ただし、重傷病支援金を受けよ

うとする者が、当該重傷病支援金の支給に係る犯罪につき、既に次条に規定する性犯罪被害者支援金の支給を受けている場合は、支給しない。

2 重傷病支援金の額は、100,000円とする。

（性犯罪被害者支援金の支給）

第6条 市長は、性犯罪による被害を負った者であって、当該犯罪が行われた時において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの又は市長が特別な事情があると認めたものに対し、性犯罪被害者支援金を支給する。ただし、性犯罪被害者支援金を受けようとする者が、当該性犯罪被害者支援金の支給に係る犯罪につき、既に前条に規定する重傷病支援金の支給を受けている場合は、支給しない。

2 性犯罪被害者支援金の額は、100,000円とする。

（犯罪被害者等支援金の支給要件）

第7条 犯罪被害者等支援金は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすときに支給する。

(1) 犯罪被害を受けた際に、警察に被害が申告されており、かつ、当該申告の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認することができること。

(2) 第9条第1項の規定による申請のあった時点において、犯罪被害を知った日から1年を経過しておらず、かつ、犯罪被害が発生した日から7年を経過していないこと。

(3) 第5条の重傷病支援金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病支援金の支給の原因となった犯罪により死亡した場合には、死亡した時点において、当該犯罪が行われた時から1年を経過していないこと。

2 前項第2号の知った日とは、犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日を、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日を、犯罪被害者が性犯罪被害を受けた場合にあっては犯罪被害者が性犯罪被害を受けた日をいう。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条1項各号に定める危険運転致死傷にあっては、その遺族又は犯罪被害者が故意による犯罪であることを知った日をいう。

（犯罪被害者等支援金の支給制限）

第8条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、犯罪被害者等支援金を支給しないことができる。

- (1) 当該犯罪被害につき、他の市町村から同種の支援金の支給を受けているとき。
- (2) 当該犯罪被害の原因となる犯罪が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に、夫婦（事実婚の場合を含む。）又は3親等以内の親族関係があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (5) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知り、暴力団又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（支給の申請）

第9条 犯罪被害者等支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犯罪被害を受けたことをあらかじめ市長に申し出た上で、浦安市犯罪被害者等支援金支給申請書（別記第1号様式）及び犯罪被害申告書（別記第2号様式）に、次の表の左欄に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

支援金の区分	添付書類
遺族支援金	<p>(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類の写し</p> <p>(2) 当該犯罪が行われた時において、申請者が、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であることを証する書類</p> <p>(3) 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する戸籍謄本又は抄本その他の証明書</p> <p>(4) 申請者と犯罪被害者が事実婚にあるときは、その事実を認めるに足りる書類</p> <p>(5) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証する書類</p> <p>(6) 申請者が第4条第2項の規定により犯罪被害者の収入によって生計を維持されていたときは、その事実を認めるに足りる書類</p> <p>(7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、浦安市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)受給代表者決定申出書(別記第3号様式)</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p>
重傷病支援金	<p>(1) 重傷病に該当することを証する医師の診断書(受傷日、治療期間及び病名を明記したものであること。)</p> <p>(2) 当該犯罪が行われた時において、申請者が、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であることを証する書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>
性犯罪被害者支援金	<p>(1) 当該犯罪が行われた時において、申請者が、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であることを証する書類</p>

	(2) その他市長が必要と認める書類
--	--------------------

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の表の右欄に掲げる書類に係る事実について市が保有する情報により確認することができる場合であって、市長がその事実を確認することについて申請者が同意したときは、当該書類の添付を省略することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、遺族支援金及び重傷病支援金の支給を受けようとする者であって、千葉県犯罪被害者等見舞金支給要綱（令和4年4月1日施行千葉県要綱）に規定する千葉県犯罪被害者等見舞金（以下「千葉県犯罪被害者等見舞金」という。）の支給を受けている者については、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の表の右欄に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略することができる。
 - (1) 千葉県犯罪被害者等見舞金の支給を受けたことを証する書類の提出があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、千葉県犯罪被害者等見舞金の支給を受けたことについて千葉県からの情報提供により市が確認することができたとき。
- 4 申請者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により当該犯罪被害者等支援金の申請をすることのできない場合は、申請者の代理人が代理で申請することができる。

（支給の決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否について、浦安市犯罪被害者等支援金支給決定・却下通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の際に、その申請の内容を確認するに当たり必要な場合には、関係者又は関係機関に対し照会を行うことができる。

（支給決定の取消し）

第11条 市長は、前条第1項の規定により支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、当該支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) 第8条各号に掲げる要件に該当したとき。
- 2 市長は、前項の規定により支援金の支給の決定を取り消したときは、浦安市犯罪被害者等支援金支給決定取消通知書（別記第5号様式）により、支給決定者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、浦安市犯罪被害者等支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等規則

(目的)

第1条 この規則は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障のある、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対し、日常生活費助成等を行うことにより、犯罪被害者等が受けた犯罪被害に係る経済的負担の軽減及び犯罪被害からの早期の回復並びに犯罪被害者等の生活再建の支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 性犯罪　犯罪のうち、刑法第177条及び第179条第2項に規定する罪（これらの罪の未遂罪を含む。）同法第181条に規定する罪並びに同法第241条第1項に規定する罪をいう。
- (3) 犯罪被害　犯罪による生命又は身体に対する被害及び性犯罪による被害をいう。
- (4) 犯罪被害者　犯罪被害を受けた者をいう。
- (5) 日常生活費助成等　第3条の規定による家事支援費用、第4条の規定による一時保育費用、第5条の規定による配食サービス費用、第6条の規定による転居等費用及び第7条の規定による裁判手続等に係る交通費の助成並びに第8条の規定による家事保育等支援金の支給をいう。
- (6) 市民等　本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又は市長が特別な事情があると認めた者をいう。
- (7) 犯罪被害者等支援金　浦安市犯罪被害者等支援金支給規則（令和7年規則第号。以下「支援金支給規則」という。）第2条第6号に規定する犯罪被害者等支援金をいう。

(家事支援費用の助成)

第3条 市長は、犯罪被害により、日常生活を営むことについて支障が生じていると認められる市民等が、民間事業者による家事支援（調理、洗濯、掃除その他日常生活の家事であって市長が認めるものの支援をいう。以下同じ。）を利用する場合には、その費用を助成するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護その他家事支援に関する他の制度を利用したときは、これらに係る費用については助成しない。

- 2 前項の助成額は、実際に家事支援に要した費用に相当する額とし、家事支援の利用 1 時間当たり4,000円を上限とする。なお、一の犯罪被害につき100時間まで利用することができる。
- 3 第1項の助成の対象者は、犯罪被害者並びに犯罪被害者の配偶者及び犯罪被害者と生計を一にしていた2親等以内の親族であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 家事支援の助成の申請時に市民等であること。
 - (2) 当該助成に係る犯罪被害について、犯罪被害者等支援金の支給を犯罪被害者又は支援金支給規則第3条第1項第2号に規定する第1順位遺族(以下「第1順位遺族」という。)が受けていること。

(一時保育費用の助成)

第4条 市長は、犯罪被害により、監護する子(満12歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者に限る。)の家庭での保育が困難となったと認められる市民等が、その監護する子について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第3項の子育て短期支援事業、同条第7項の一時預かり事業、同条第13項の病児保育事業又は同条第14項の子育て援助活動支援事業(以下「一時保育」という。)を利用する場合には、その費用を助成するものとする。

- 2 前項の助成額は、実際に一時保育に要した費用に相当する額とし、子ども1人につき1日当たり2,500円を上限額とする。なお、一の犯罪被害につき子ども1人当たり25日まで利用することができる。
- 3 第1項の助成の対象者は、犯罪被害者並びに犯罪被害者の配偶者及び犯罪被害者と生計を一にしていた2親等以内の親族であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 一時保育の助成の申請時に市民等であること。
 - (2) 現に、小学校就学前の子及び小学生を監護していること。
 - (3) 当該助成に係る犯罪被害について、犯罪被害者等支援金の支給を犯罪被害者又は第1順位遺族が受けていること。

(配食サービス費用の助成)

第5条 市長は、犯罪被害により、外出が困難となり食事を用意することができないと認められる市民等が、民間事業者による配食サービス(食事を居宅に配達するサービスをいう。以下同じ。)を利用する場合には、その費用を助成するものとする。

- 2 前項の助成額は、実際に配食サービスに要した費用に相当する額とし、1食当たり1,000円を上限とする。なお、一の犯罪被害につき1人当たり25回まで利用することができる。
- 3 第1項の助成の対象者は、犯罪被害者並びに犯罪被害者の配偶者及び犯罪被害者と生計を一にしていた2親等以内の親族であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 配食サービスの費用の助成の申請時に市民等であること。
- (2) 当該助成に係る犯罪被害について、犯罪被害者等支援金の支給を犯罪被害者又は第1順位遺族が受けていること。

(転居等費用の助成)

第6条 市長は、犯罪被害及び放火（刑法第108条、第111条第1項又は第117条第1項の罪をいう。以下同じ。）による被害（以下「放火被害」という。）により、従前の住居に居住することが困難となったと認められる市民等が、新たな住居に転居するとき、又は従前の住居を復旧するときは、その費用を助成するものとする。

2 前項の放火被害による助成の場合については、放火被害を受けた際に、警察に被害が申告されており、かつ、当該申告の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認することができるることを要件とする。

3 第1項の助成の対象となる費用（以下「転居等費用」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 引越しに係る運送費用及び荷造り等のサービスに係る費用
- (2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料その他の新たな住居に入居する際に要する費用

(3) 従前の住居を復旧するための修繕費及び清掃費用

(4) その他市長が転居又は住居の復旧のために必要と認める費用

3 第1項の助成額は、実際に要した転居等費用に相当する額とし、200,000円を上限とする。なお、一の犯罪被害につき1回まで利用することができる。

4 第1項の助成の対象者は、犯罪被害者（放火被害を受けた者を含む。以下この項及び第10条において同じ。）並びに犯罪被害者の配偶者及び犯罪被害者と生計を一にしていた2親等以内の親族であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 犯罪被害又は放火被害を受けた時に市民等であること。
- (2) 当該助成に係る犯罪被害について、犯罪被害者等支援金の支給を犯罪被害者又は第1順位遺族が受けていること。ただし、放火被害を受けた場合にあっては、この限りでない。

(裁判手続等に係る交通費の助成)

第7条 市長は、犯罪被害により、市民等が当該犯罪被害に係る公判期日若しくは民事訴訟の期日（以下「公判期日等」という。）に出席し、若しくは傍聴した場合又は捜査機関からの聴取等の呼出しに応じた場合には、その交通費を助成するものとする。

2 前項の助成の対象となる交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。

3 第1項の助成額は、浦安市職員等の旅費に関する条例（昭和54年条例第8号）の規定による職員の旅費の算出方法に準じて算出した額とし、一の犯罪被害につき1人当たり50,000円を上限額とする。ただし、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の33第1項の規定による被害者参加制度により旅費の支給を受けている場合その他の制度に

より同種の支給を受けている場合には、当該支給を受けた額を控除するものとする。

4 第1項の助成の対象者は、犯罪被害者並びに犯罪被害者の配偶者及び犯罪被害者と生計を一にしていた2親等以内の親族であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交通費の助成の申請時に市民等であること。
- (2) 当該助成に係る犯罪被害について、犯罪被害者等支援金の支給を犯罪被害者又は第1順位遺族が受けていること。

(家事保育等支援金)

第8条 市長は、第3条から第5条までの規定による助成対象者に該当するが、犯罪被害の状況又は家族の状況等により、これらの助成を受けることが困難な市民等に対し、家事保育等支援金を支給することができる。ただし、第3条から第5条までに規定する助成を受けた場合にあっては、家事保育等支援金を支給しない。

2 前項の家事保育等支援金の額は、一の犯罪被害につき1人当たり50,000円とする。

3 第1項の支給の対象者は、犯罪被害者並びに犯罪被害者の配偶者及び犯罪被害者と生計を一にしていた2親等以内の親族であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 家事保育等支援金の支給の申請時に市民等であること。
- (2) 当該支給に係る犯罪被害について、犯罪被害者等支援金の支給を犯罪被害者又は第1順位遺族が受けていること。

(日常生活費助成等の制限)

第9条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、日常生活費助成等をしないことができる。

- (1) 当該犯罪被害につき、他の市町村から同種の日常生活費助成等を受けているとき。
- (2) 当該犯罪被害の原因となる犯罪が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に、夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和3年告示第19号)第2条第1号に規定するパートナーシップを含む。以下「事実婚」という。)の場合を含む。)又は3親等以内の親族関係があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、浦安市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのもとの密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (5) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、次のいずれかに該当する行為(イに該当する行為で

あって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)であるとき。

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知り、暴力団又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、日常生活費助成等をすることが社会通念上適切でないと認められるとき。

(日常生活費助成等の申請)

第10条 日常生活費助成等を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該申請時において、申請者が、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であることを証する書類
- (2) 申請者と犯罪被害者が事実婚にあるときは、その事実を認めるに足りる書類
- (3) 申請者と犯罪被害者が生計を一にしていたことを認めるに足りる書類(申請者が、犯罪被害者又は犯罪被害者の配偶者(事実婚の場合を含む。次号において同じ。)の場合を除く。)
- (4) 申請者と犯罪被害者が2親等以内の親族であることを証明する戸籍謄本又は抄本その他の証明書(申請者が、犯罪被害者又は犯罪被害者の配偶者の場合を除く。)
- (5) 次の表の左欄に掲げる助成の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類

助成の区分	添付書類
家事支援費用の助成	家事支援の利用日時及び家事支援費用の支払った額が分かる書類
一時保育費用の助成	(1) 現に、小学校就学前の子及び小学生を監護していることを証する書類 (2) 一時保育の利用日及び負担した費用の額が分かる書類
配食サービス費用の助成	配食サービスの利用日及び配食サービス費用の支払った額が分かる書類
転居等費用の助成	(1) 災害証明書(放火被害の場合に限る。) (2) 転居等費用の支払った額が分かる書類
裁判手続等に係る交通費	公判期日等に出席し、若しくは傍聴したこと又は捜査

の助成	機関からの聴取等の呼出しに応じたことを証する書類
-----	--------------------------

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類に係る事実について市が保有する情報により確認することができる場合であって、市長がその事実を確認することについて申請者が同意したときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 第1項の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 裁判手続等に係る交通費の助成の申請以外の申請の場合 支援金支給規則第7条第2項に規定する知った日(放火被害による転居等費用の助成の申請にあっては、当該放火被害が発生した日)から起算して2年

(2) 裁判手続等に係る交通費の助成の申請の場合 裁判手続等に係る交通費を支払った日から起算して1年
(日常生活費助成等の決定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、日常生活費助成等の可否について、浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等決定・却下通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の際に、その申請の内容を確認するに当たり必要な場合には、関係者又は関係機関に対し照会を行うことができる。

(日常生活費助成等の取消し)

第12条 市長は、前条第1項の規定により日常生活費助成等の決定を受けた者(以下「日常生活費助成等決定者」という。)が、次のいずれかに該当するときは、当該日常生活費助成等の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により日常生活費助成等を受けたとき。

(2) 第9条各号に掲げる要件に該当したとき。

2 市長は、前項の規定により日常生活費助成等の決定を取り消したときは、浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等決定取消通知書(別記第3号様式)により、日常生活費助成等決定者に通知するものとする。

(日常生活費助成金等の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により日常生活費助成等の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金及び支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

浦安市犯罪被害者等支援相談窓口の設置に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、浦安市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第29号）第9条第2項の規定により、犯罪被害者等が直面している様々な相談に応じ、必要な情報の提供等を総合的に行うための窓口の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援相談窓口の設置）

第2条 市長は、前項に規定する窓口として、浦安市犯罪被害者等支援相談窓口（以下「支援相談窓口」という。）を、市民経済部市民安全課に設置する。

（支援相談窓口の業務）

第3条 支援相談窓口における業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 犯罪被害者等からの相談に応じ、市及び関係機関等が行う、施策及び支援活動に関する情報の提供及び助言
- (2) 犯罪被害者等の支援に関し、庁内関係部署及び関係機関等との連絡調整
- (3) その他市長が特に必要があると認める業務

（二次的被害の防止）

第4条 市長は、支援相談窓口における業務を行うに当たり、犯罪被害者等に対する二次的被害の防止に努めるものとする。

（重層的支援体制整備事業との連携）

第5条 市長は、相談のあった犯罪被害者等の被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じ、必要な場合には、本市の重層的支援体制整備事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）と連携を図りながら、犯罪被害者等の支援に当たるものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援相談窓口に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。